

## 日米欧薬価制度比較

### 上市時の価格設定

日本

- 公定価格

アメリカ

- 自由価格
- 製薬企業と保険会社が交渉で決定  
(民間・公的セクターを問わない)

イギリス

- 自由価格
- ただし、利益を一定範囲内に設定される間接価格規制(PPRS制度)

フランス

- 公定価格
- 製薬企業と医薬品医療機器経済委員会(CEPS)が医療上の有用性の改善度(ASMR: 5段階評価)などに基づき、個別銘柄毎に交渉で価格決定

ドイツ

- 自由価格(ただし、一部の薬効群については参照価格を適用)
- IQWiGが有用性評価し、特許期間中でも革新性がない製品は最高価格制を適用

### 上市後の価格設定もしくは改定

- 市場実勢価と薬価の銘柄毎の乖離率に基づき2年毎に薬価改定
- 使用実態の変化や適応追加、不採算等の理由による市場実勢価格に依らない改定についても薬価改定時に実施
- 特許期間終了後、最初の後発品が収載された際に追加引下げあり

- 自由価格
- 製薬企業と保険会社が交渉で決定(民間・公的セクターを問わない)

- PPRS制度の下で自由価格
- 5年に1度のPPRS制度の見直しにより薬剤価格変更(05年は平均7%の引下げ)
- 市場実勢価格については、公定マージン等の見直しにより償還価格に反映(マージン率等の見直しについては不定期)
- 特許期間終了後、一般名処方の場合は後発品の価格をベースに償還(償還価格はメーカー出荷価格の変更等に応じ3ヶ月に1回見直し)

- 個別銘柄毎の販売予測額を超えた場合、収益額の返還もしくは価格引下げを実施
- 市場実勢価格については、公定マージン等の見直しにより償還価格に反映(マージン率等の見直しについては不定期)
- 財政事情等による不定期な引下げが存在
- 特許切れ製品の一部に参照価格制を適用

- 自由価格(ただし、一部の薬効群に適用される参照価格はメーカー出荷価格の変更等に応じ年1回の見直し)
- 市場実勢価格については、公定マージン等の見直しにより償還価格に反映(マージン率等の見直しについては不定期)
- 特許期間終了後は基本的に参照価格を適用